

平成18年4月1日から

児童手当制度が拡充されました

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生(9歳到達後最初の年度末)までから、小学校6年生(12歳到達後最初の年度末)までに拡大され、併せて、所得制限が引き上げられます。



■認定請求の手続きが必要です。

新たに、児童手当を受けられる児童の保護者の方は、市役所子ども家庭総務課または各支所保健センター内住民課(マキノ支所はマキノ児童館)、公務員の方は勤務先で、認定請求の手続きが必要となります。今回の改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日までに受け付けたものに限り、特例的に4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されます。

・平成18年度に小学校4年生の児童がいる保護者の方  
(平成8年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれ)  
現在、当該児童に係る児童手当を受給していた保護者の方は、手続きする必要

はありません。現在、受給されていない保護者の方で、受給資格がある場合は、認定請求の手続きが必要になります。

・平成18年度に小学校5年生または小学校6年生の児童がいる保護者の方  
(平成6年4月2日生まれ～平成8年4月1日生まれ)

現在、児童手当を受給されていない保護者の方は認定請求、児童手当を受給されている保護者の方は額改定認定請求の手続きが必要となります。

・これまで、所得制限により児童手当を受給されていない保護者の方  
所得制限限度額の引き上げにより、新たに児童手当が受給できる場合があります。

すので、該当する保護者の方は、認定請求の手続きが必要となります。

【所得制限限度額】

所得制限限度額は、前年(1月から5月までの月分は前々年)の所得額で判定しますが、夫婦と児童2人の世帯の場合の目安は次のとおりです。

- 自営業の方 377万円
- サラリーマンの方 536万円
- 18年4月から 608万円

■所得制限限度額

扶養親族等の数	児童手当 (国民年金加入)	特例給付 (厚生年金等加入)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

平成18年4月からの所得制限限度額は右記のとおりです。

また、所得制限限度額は年によって変更されることがありますので、詳しくは左記(公務員の方は勤務先)へお問い合わせください。

【認定請求の際

必要な添付書類等】

- ・健康保険被保険者証の写し(申請者が厚生年金等加入者の場合)
- ・児童手当所得証明書(平成17年1月1日に高島市に住所がなかった場合)
- ・印鑑
- ・振込口座がわかるものなどが必要で。

▼問い合わせ先

- ・子ども家庭総務課 電話(25)8136
- ・マキノ児童館 電話(27)8187
- ・今津支所住民課保健センター内 電話(22)5101
- ・朽木支所住民課保健センター内 電話(38)3111
- ・安曇川支所住民課保健センター内 電話(32)4413
- ・高島支所住民課保健センター内 電話(36)8008

粗大ごみの収集を始めました

有料です

家庭から出る粗大ごみについては、環境センターへ直接搬入できない方からの収集の要望が多く寄せられていましたので、今年度から粗大ごみの収集を有料で開始します。(ただし、高島市環境センターへ直接搬入される場合は従来通り無料です。)



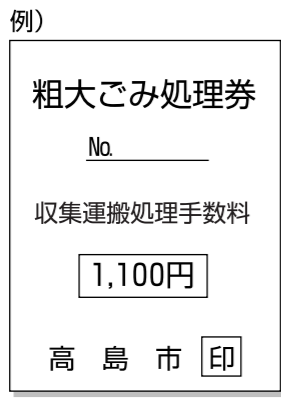
■申請方法は次のとおりです。

- ①申請 高島市粗大ごみ収集申請書を市役所環境エネルギー課または各支所住民課に提出してください。(事前に、粗大ごみの大きさ(縦・横・高さ(奥行含む))を測っておいでください。)
- ②処理券の購入 粗大ごみ処理券を購入してください。(粗大ごみの内容等により1個あたりの手数料が600円、1,100円、1,600円の3段階に設定されています。)
- ③収集の申込み 申請者から、各地域の収集業者に直接お電話でお申し込みください。(収集を希望する場所、日時、粗大ご

みの内容等)

※申し込み時に、連絡先をお知らせします。

④出し方 粗大ごみに「粗大ごみ処理券」(白色・シール式)を貼付し、室外(自宅の敷地内)に出してください。



※道路やごみ集積場には絶対に出さないでください。

⑤お願い 石油ストーブや草刈り機等は燃料を抜き取ってから出してください。

- たんす等収納庫の類は、中身を空にして出してください。(申請されていないものについては収集できません。)
- その他 申請内容と異なる粗大ごみが出された場合は、収集できません。
- 処理券での取り扱いのみとなり、現金での取り扱いはできません。
- 事業所の粗大ごみは収集できません。
- 買い替えで不要になったときは、できるだけ業者に引き取りを依頼してください。
- 粗大ごみの回収の申し込みをせずに集積場や空き地などに放置すると、不法投棄となり、法律によって処罰されますのでご注意ください。
- 家電5品目(エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機)や家庭用パソコンは、市で粗大ごみとして収集していません。リサイクル法に基づき処理してください。
- 大きさや重さにより一部お断りさせていただきます場合があります。(収集業者では搬入できない大きさや重量のもの)

高島市粗大ごみ  
リユース試行事業

- 日時 5月13日(土) 9時～16時
- 場所 環境センター
- 対象者 高島市内に住所を有する方(運転免許証などで確認をさせていただきます。)
- その他 実施日時に、先着順で売却します。
- ・受付は環境センターのみとし、即日お持ち帰りいただけます。(電話でのお申し込みはできません。)
- ・価格設定については、1,000円、500円、3,000円の3段階で、それぞれ1人1品とします。お釣りがいらぬようご協力ください。